

業務指示書

フィリピン国新マクタン橋建設事業準備調査（詳細設計等オプション契約想定）【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月17日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年10月22日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号) 第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路橋計画設計にかかる業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路計画）】

- 1) 類似業務の経験：道路橋計画・設計
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計（上部工）】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計（上部工）
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計（下部工）】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計（下部工）
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年10月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.08328 円, US\$1 = 111.403 円, EUR1 = 130.25 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路計画
橋梁設計（上部工）
橋梁設計（下部工）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.45 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年11月16日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（○）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国新マクタン橋建設事業準備調査（詳細設計等オプション契約想定）【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／道路計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計（上部工）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計（下部工）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 事業の背景

フィリピン共和国では近年急速な人口増加が進む一方で、道路や公共交通インフラの整備が十分に進んでいないことから、交通渋滞が深刻な問題となっており、これに伴う経済損失が経済開発への大きな障害となっている。

メトロセブは、当国中部ビサヤ地域内に位置し、セブ市を含む13の地方自治体から構成され、マニラ首都圏に次ぐ、人口約285万人（2015年時点）を擁する、第二の都市圏である。これまで、当国中部地域の交易の拠点として、国内外の企業の集積が進んできた。また、2013年におけるセブ島の外国人観光客数は115万人と、全国における観光客数の468万人の約4分の1を占める主要観光地である。2010年-2015年の年平均人口増加率は約2.2%、2030年には約380万人になると予測されており、急激な都市化、人口増加により道路交通渋滞等が将来より深刻になることが想定される。なお、2014年にメトロセブで交通渋滞により被った経済損失は一日当たり約394百万ペソ（「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」）と見積もられている。特に、住宅、企業、人口の集中するセブ島と、マクタン・セブ国際空港及び日系企業が多く入っている工業団地のあるマクタン島を結ぶ橋梁は現在2つしかなく、交通渋滞は深刻で、セブの今後の発展を妨げる主要因となっている。

かかる状況に対して、当国政府は、「フィリピン開発計画」（2017-2022年）において、経済の成長曲線の維持と生活の質の向上のために都市部及び地方のインフラを拡充することを最優先事項の一つとして掲げており、メトロマニラに次ぐ都市圏としてメトロセブの開発を重視している。これを受け、中部ビサヤ地域の「地方開発計画」（2017-2022）においては、人口増加とそれに伴う道路の混雑を最重要課題とし、セブ島とマクタン島を結ぶ新規橋梁とその接続道路である沿岸道路の整備を行う新マクタン橋建設事業（以下、「本事業」という。）を優先事業として掲げている。

2018年6月6日には、当国公共事業道路省よりJICAに対して、本事業のフィージビリティ調査に係る要請書が提出された。

本調査は、有償資金協力候補案件「新マクタン橋建設事業」の迅速化のため、フェーズ1としてフィージビリティ調査（協力準備調査、F/S）と、フェーズ2として詳細設計及び入札図書（案）作成業務を一括実施するものである。本業務では、フェーズ1にあたるフィージビリティ調査（F/S）業務として、有償資金協力事業の審査に必要な調査を対象とし、フェーズ2（詳細設計及び入札図書（案）作成）にかかる業務については別契約とする。

2. 事業の概要（要請内容）

（1）事業名

新マクタン橋建設事業

（2）事業目的

本事業はセブ島マンドラウエ市とマクタン島ラプラプ市を結ぶ橋梁と同橋梁に接続する沿岸道路を整備することにより、メトロセブの輸送能力・効率を向上し、同地域の渋滞緩和を図り、もってメトロセブの経済社会開発に寄与するもの。

（3）事業概要

- 1) 道路橋（約 0.64km、片側 2 車線）の整備
- 2) 沿岸道路（全長約 6.2km、片側 2 車線）の整備
- 3) コンサルティング・サービス（入札補助、施工監理）

(4) 対象地域
メトロセブ

(5) 関係官庁・機関
公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動
・「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」（2013 年～2015 年）
・「メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」（2017 年～2018 年予定）

3. 業務の目的

DPWH よりフィージビリティ調査の要請のあった新マクタン橋建設事業について、フェーズ 1 として既存調査のレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。また、本事業は本邦技術活用条件（Special Terms for Economic Partnership。以下、「STEP」という。）の適用が想定されていることから、本邦技術の優位性に係る背景・理由・根拠などを中国、韓国、欧米などのメーカーの橋梁及び道路技術と比較しつつ特定する。

フェーズ 1 の調査の結果、我が国の有償資金協力案件としての形成が決定した段階で、フェーズ 2 として詳細設計及び入札図書（案）作成業務を一括実施するもの。

4. 業務の範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務（フェーズ 1）の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議し、重要な事項については承諾を得ること。

また、本業務で検討・策定した事項が、当国関係機関への一方的な提案とならないよう、当国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、当該審査の過程において、本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、当国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として

承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について先方政府に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。打合せ後は、受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得ること。

(3) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路の位置
- 2) 調達・施工方法
- 3) 事業費
- 4) 事業実施機関の実施能力
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 操業・運営／維持・管理体制
- 7) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示（契約変更）する可能性がある。

(4) 本邦技術の適用

調査対象となる新マクタン橋は、近隣のマクタン・セブ国際空港（Mactan-Cebu International Airport）の航空制限範囲に位置する見込みの為、橋梁の高さが45m以下に制限される。加えて、直下を流れるマクタン海峡の航路制限の影響をも受け、航路限界高（橋梁桁下の高さ制限）として23m以上を確保する必要がある。この範囲内に橋梁を建設しなければならず、橋梁構造が応分の制約を受ける。

こうした技術的制約を鑑み、本事業はSTEPを適用することが想定されている。施工方法及び橋梁・沿岸道路形式の検討にあたっては、自然条件と施工時の制約条件を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、当国政府のニーズ及び意向を十分に把握した上で、本邦技術の適用を検討すること。また、施工方法及び橋梁・沿岸道路形式以外にも、経済性、耐震技術の適用、キャパシティビルディングや橋梁・沿岸道路点検基準作成などのソフト対策など幅広く検討し、その結果をJICAへ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について当国関係機関と十分に協議・調整を行うこと。

(5) 環境社会配慮

本事業対象地域は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しないが、橋梁取り付け位置付近にマングローブが生育しているほか、マンダウエ市とラプラプ市に挟まれる海峡一体は、国際自然保護連合及び国際NGOによりKey Biodiversity Areaに指定される。本事業にかかる建設工事の土砂による水質汚濁や潮流への影響が想定されるため、上記マングローブ生育地区またその他希少生態系への影響について重点的に調査を行う必要がある。影響の調査方法については、P

ロポーザルにて提案すること。

本事業については「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)
(以下、JICA 環境ガイドライン (2010年4月) に基づくカテゴリーはBとしている。
また、フィリピン国の環境影響評価制度である DAO 2003-30 Revised
Procedural Manual Implementing the Philippine Environmental Impact Statement
System (PEISS) 及び最新の DENR のガイドラインに基づき、Environmental Impact
Statement (EIS) の作成及び環境影響評価 (Environmental Impact Assessment。以下、EIA という。) の実施が必要となる。なお、上記保全地区及び希少生態系への影響の蓋然性が高まった場合はカテゴリーA となる可能性がある。この場合必要となる追加の環境社会配慮業務については、契約変更によって対応を検討する。

(6) ジェンダーへの配慮

他ドナー及び JICA の橋梁整備にかかる関連事例も参照の上、非熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、工事実施における女性労働者用ファシリティへの配慮、同一賃金の徹底等のジェンダー視点に立った活動の要否について調査及び実施機関と実施可能性について協議すること。調査の実施に際しては、支援対象地域の社会(や家庭内)における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- 1) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- 2) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
- 3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(7) 関連調査・計画

事業の背景・必要性についての確認・整理にあたっては、当国政府の道路・橋梁整備計画、国家運輸計画等を参考にすること。

(8) 橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路位置の検討

「メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」において提案されている橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路位置について、DPWH 及び JICA と相談の上、再検討を行う。

(9) 類似橋梁建設事業との比較

第1・第2マクタン橋及び現在 DPWH が PPP 方式で計画している第3マクタン橋事業等、類似の道路・橋梁事業・計画のフェジビリティ調査の内容を参照し、本業務の提案が適切か検証する必要がある。また、バリューエンジニアリング等の視点から技術的な検証を行うことにより、費用対効果が高く、適正な規模の事業実施計画を策定することとする。

(10) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては、JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏めることとする。

(1 1) 施工時の安全対策について

借入国の施工時の安全対策に関する法律・基準を確認し、情報収集を行うとともに、当国政府への理解促進を図る。

また、本事業は、施工時の安全対策上の注意が特に必要な案件に該当する可能性がある。このため、事業実施期間の安全管理体制について、別途 JICA が提供する「安全管理体制確認チェックリスト」の様式にて確認・整理する。

(1 2) 調査活動のフェーズ分け

本業務（F/S）の結果等によって、D/D の業務内容、開始時期、更には D/D の実施の要否についても判断されるため、調査業務全体を以下の通り、F/S 段階（フェーズ 1）及び D/D 段階（フェーズ 2）の 2 段階に分けて実施する。

1) フェーズ 1（2018 年 12 月～2019 年 8 月を想定）

フェーズ 1 の業務は、本事業のフィージビリティ調査である。ただし、一般の円借款のフィージビリティ調査と異なり、本事業の背景・経緯、実施・運営体制、概略設計、環境社会配慮、自然条件調査を重点的に実施し、インテリム・レポートにて整理し、円借款事業としての実現可能性を評価する。

2) フェーズ 2（2019 年 11 月～2020 年 10 月を想定）

フェーズ 2 の業務は、本事業の詳細設計と入札図書（案）の作成である。フェーズ 2 の業務については、以下の条件で実施される。なお、以下の条件が満たされない場合は、フェーズ 2 の業務は実施しない。

- ① フェーズ 1 の結果を踏まえて、フィリピン政府より本事業が円借款案件として、正式に要請されること。
- ② フィリピン政府より、本事業の JICA による詳細設計調査の実施が正式に要請されること。
- ③ JICA の審査を踏まえ、日本国政府にて円借款の供与方針が決定されること。

6. 業務の内容

【フェーズ 1】フィージビリティ調査（F/S）

6.1 背景・現況の確認及び事業の概略設計

(1) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 当国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、フィリピン側実施機関である DPWH や、現地関連自治体 (Local Government Units) 等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 事業の背景・必要性についての確認・整理

本事業に関する「メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」において調査が実施されていることから、同調査の報告書等既存文献をもとに、以下の項目を確認する。

- 1) メトロセブにおける道路・橋梁セクターの現状と課題
- 2) 道路・橋梁セクターにおける既存計画・政策との整合性
- 3) 調査対象地域の経済・社会状況
- 4) 本事業の要請の経緯・内容・事業実施の必要性
- 5) 道路・橋梁セクターにおける他ドナーや国際機関の協力実績・予定

(3) 対象橋梁周辺地域の現況調査と課題の抽出

- 1) 対象橋梁周辺地域の道路・橋梁案件の進捗、ソフトインフラ（過積載取締り等）の整備状況、周辺地域の開発計画等、対象橋梁を整備する上で留意すべき点を確認する。
- 2) 特に第1マクタン橋、第2マクタン橋については現況調査と課題の抽出を行う。また、現在進捗中である第3マクタン橋建設事業については事業計画・概要等について調査する。

(4) 橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路位置の最適案の再検証

「メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」において、橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路位置が提案されている。周辺地域の状況を踏まえ、同プロジェクトで提案された位置提案について再検証を行う。

6.2 概略設計の実施と事業効果の確認

(1) 自然条件調査

上記最適案の選定を踏まえ、本業務にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。地質調査は必ず実施し、その他調査については極力既存のデータを活用することとし、既存データが存在しない時、及び既存データでは十分な情報が得られない時に該当調査を行う。なお、気象調査では、フィリピンにおいて台風等の風害が多く、本事業の実施・維持管理において多大な影響が想定されることを十分に考慮の上、調査を実施すること。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 気象調査及び水理・水文調査
- 2) 地形調査

対象：橋梁アプローチ区間及び橋梁に接続する沿岸道路区間

- ・道路縦断測量
- ・道路横断測量
- ・平板測量
- ・河川測量（橋梁建設地点のみ）

3) 地質調査

対象：橋梁建設箇所、アプローチ区間、沿岸道路区間

- ・ボーリング調査
- ・標準貫入試験
- ・土質試験一式
- ・液状化の可能性を調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(2) 交通量調査及び将来交通量の予測

将来交通量を踏まえた設計を行うため、既存の交通量観測、将来交通量の予測の内容を確認する。なお、当該将来交通量の妥当性を確認するため、追加交通量調査を実施することとする。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(3) 事業実施計画の策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

- 1) 事業の目的
- 2) 対象事業の内容
- 3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（入札補助・施工監理）の内容とその規模（業務人月）について、計画する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。

(4) 概略設計

橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路の計画・設計については、自然条件調査、交通量調査及び将来交通量の予測の結果を十分考慮したうえで実施すること。

- 1) 橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路設計計画の策定（設計条件確認、橋梁形式比較案 3 案程度作成含む）
 - 橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路設計の構造計算
 - 橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路の全体一般図及び主要断面図の作成
 - 橋梁及び橋梁に接続する沿岸道路の完成予想図の作成
- 2) 道路の平面（1/1,000）、縦横断設計（20m ピッチ）
- 3) 舗装設計
- 4) 道路・斜面施設設計

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。航空制限や航路制限についても関係機関に確認し、施工を見据えた概略設計を作成すること。また、減災対策についても考慮すること。

(5) 施工計画

概略設計された施設について施工計画を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。また、日本製資材の活用可能性についても確認する。

また、主要資材・機材の調達可能性を確認し、資機材の調達計画、調達パッケージ分けを検討・作成する。

なお、本事業の技術的な制約や、既存の2つの橋梁を運営しながら本事業の施工を行うことを鑑み、施工を見据えた概略設計・施工計画を作成すること。

本事業は、STEPの適用が想定されていることから、各調達パッケージにおける本邦技術活用可能アイテムなどについて、その優位性に係る背景・理由・根拠などを中国、韓国、欧米などのメーカーの道路・橋梁技術と比較しつつ特定し、事業費算出結果に基づいて調達パッケージ毎を含む本邦技術適用比率についても詳細に算出する。

(6) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する（施工期間については、必ず複数と比較検討すること。）。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIAの作成・承認や住民移転計画の作成・承認、用地取得、事業計画（DPP）承認、実施体制の確立タイミング等）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。新技術を採用する場合は、本邦研修の内容及び実施スケジュールも作成すること。

(7) 事業実施体制（PMU：Project Management Unitの設立等）

当国で実施されている、類似業務（道路・橋梁の整備事業）の実施体制や制度などを調査・把握し、本事業実施に必要な実施体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

1) 事業実施体制の確認

当国で実施されている道路・橋梁セクター整備に係る類似事業の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制の在り方について検討する。具体的には、事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unitの設立等）、実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）について検討し、留意すべき項目について整理し、提言を行う。

2) 実施機関の財務・予算構造、技術水準

当国で実施されている道路・橋梁セクター整備に係る類似事業の財務・予算構造、技術水準を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制の在り方について検討する。具体的には、実施機関の財政・予算状況及び技術水準（施工・調達監理能力）について検討し、留意すべき事項について整理し、提言を行う。

3) 運営・維持管理体制の検討（法的な位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制など）

道路・橋梁の運営・維持管理は従来、DPWHの監督のもとに地方事務所（リジョナルオフィス）が実施している。維持管理については、これまでにJICAが実施する「フィリピン共和国 道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクト」を通じてDPWHに対する支援を行っている。同プロジェ

クトの報告書等既存の資料及び類似事業の事例を参考にしつつ、本事業の運営・維持管理体制の在り方について検討する。具体的には、所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）について検討し、留意すべき事項について整理し、提言を行う。

4) 運営・維持管理機関の財務・予算構造・技術水準

本事業の運営・維持管理機関として保有すべきリソースについてあるべき姿を検討する。具体的には、財政・予算状況（当国政府のPMU設立支援、財務諸表など）、技術水準（事業者規程、マニュアル、ガイドラインなど）について検討し、留意すべき事項について整理し、提言を行う。

5) 実施機関、運営機関への技術支援

事業実施体制、運営・維持管理体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(8) 環境社会配慮

1) 当国政府の環境法令及び「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリーB 案件報告書執筆要領」を参考にする。また、当国環境法令に基づきEIAの実施及び報告書の作成支援を行う。更に、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 事業対象地域の環境・社会状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等¹
- ・「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

エ) 影響の予測・評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討

オ) 緩和策（回避・最小化・代償を含む）の検討

カ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）（案）の作成

キ) 予算、財源、実施体制の明確化

ク) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(9) 住民移転計画案の作成支援

¹ JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリーがB、CもしくはFIであり、相手国法によりEIAの承認が義務付けられている事業について、JICAが事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)、世界銀行セーフガードポリシー及びDPWHの住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Planに記載ある内容及び以下1)～11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリーB 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めめるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係るフィリピンの法制度と「環境社会配慮ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

3) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートを宣言し、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

本業務については現地再委託にて実施することを認める。

4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗

従業員、非合法占有者を含む)を特定する。

土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

OP 4.12 で定義される完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き、及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合には、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び、責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 苦情処理手続きの検討

事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

6) 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。また、必要に応じ、当該機関の能力強化策を検討する。

7) 実施スケジュールの検討

1) 補償金や転居に必要な支援(引越し手当等)を提供し終え、2) 移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

8) 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する場合は、その財源の確保方法についても検討する。

9) モニタリング・事業終了評価方法の検討

実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

10) 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費に含むこととする。

(10) 事業の概略事業費

概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。このうち、下線部についてはその算出方法を JICA から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他1（融資非適格項目）

①用地補償等

②関税・税金

③事業実施者の一般管理費

④他機関建中金利

ク. その他2

①完成後の委託保守費

②初期運転資金

③研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

④当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

6) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや当国政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

実施時期

事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）

設計条件・仕様

入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）

施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(1 1) 事業実施に当たっての留意事項

円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項（工事中の安全管理、リスク分析を含む）を整理する。リスク分析の整理に際しては、JICA が指示する様式に取りまとめ、提出すること。

特に、事業実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

1) フィリピンにおける当該類似事業の調達事情

- ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・現地施工業者の一般事情

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針、適用する JICA 標準入札書類 等

3) コンサルタントの選定方法

- ・International Consultants の採否 等

4) 施工業者の選定方針

- ・PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・LCB : Local Competitive Bid の採否
- ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

(1 2) 事業の評価

本事業を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約 2 年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として内部収益率（IRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①平均日交

通量、②所要時間(セブ市中心部(市役所)ーマクタン・セブ国際空港間(約 15km))、を想定しているが、同 2 つの項目以外の、定量的指標(運用・効果指標)(貧困層への正の影響等)も検討する。

(13) 準備調査報告書(ドラフト)の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、実施機関・他事業関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(14) 準備調査報告書の作成

実施機関・他事業関係者等への準備調査報告書(ドラフト)の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書(成果品)を作成する。

【フェーズ 2】 詳細設計/入札図書(案)作成<現時点で想定される項目のみ>

- 6.3 業務実施計画書の作成
- 6.4 インセプション・レポートの作成
- 6.5 本事業の既存 F/S 並びに関連調査レビュー
- 6.6 設計基準の作成
 - (1) 設計基準の設定(橋梁)
 - (2) 設計基準の設定(沿岸道路)
- 6.7 設計仕様書の提案
 - (1) 設計仕様書の提案(橋梁)
 - (2) 設計仕様書の提案(沿岸道路)
- 6.8 本事業の工事契約にかかる詳細検討
 - (1) 工事契約パッケージの検討
 - (2) 工事契約形態の検討
 - (3) JICA 標準入札書類との整合性の確保
- 6.9 設計業務に必要な基礎データ・情報の整理
 - (1) 地質・地形調査
 - (2) 水理調査
 - (3) 支障物調査
- 6.10 プロGRESS・レポートの作成
- 6.11 詳細設計
- 6.12 詳細設計の設計照査
- 6.13 詳細事業計画の策定
 - (1) 工事計画の策定
 - (2) 品質管理計画のガイドライン策定
 - (3) 施工スケジュールの策定
- 6.14 インテリム・レポートの作成
- 6.15 入札図書(案)の作成
 - (1) P/Q 書類(案)の作成
 - (2) 契約条件書(案)の作成
 - (3) 仕様書(案)の作成
 - (4) 数量計算書(案)の作成

- (5) その他必要付属文書（案）作成
- 6.16 本事業に係るその他計画・検討事項
 - (1) 用地取得・住民移転に係る支援
 - (2) 環境影響評価に係る支援
 - (3) 広報
- 6.17 ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートの作成

7. 成果品等

【フェーズ1】フィージビリティ調査（F/S）

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）準備調査報告書及び（6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 本部に説明の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得ること。

(1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文3部（簡易製本）

(2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部数：和文5部、英文10部（簡易製本）

(3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、概略設計と最適位置の検討結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：調査開始5ヶ月以内を目処

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

(4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始6ヶ月以内を目処

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

(5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始7ヶ月以内

部数：和文要約10部、英文15部、CD-R3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、和文要約版、英文版の最初の部分に入れること

(6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出
部 数：CD-R 3部

【フェーズ2】詳細設計／入札図書（案）作成＜現時点で想定される項目のみ＞

- (1) 業務実施計画書
- (2) インセプション・レポート
- (3) プロGRESS・レポート
- (4) インテリム・レポート
- (5) ドラフト・ファイナル・レポート
- (6) ファイナル・レポート
- (7) 設計照査完了報告書
- (8) P/Q書類（案）報告書
- (9) 入札図書（案）報告書
- (10) 再委託調査報告書
- (11) 広報動画

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

フェーズ1：2018年12月上旬より業務を開始し、2019年5月上旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2019年6月上旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2019年7月上旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

フェーズ2：2019年11月～2020年10月（予定）

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

フェーズ1：合計 約18.00 M/M

フェーズ2：提示しない。

フェーズ2の業務については、フェーズ1の調査結果に基づき確定されることから、現時点で確定的な人月の提示を行わない。プロポーザル作成時点で想定されるフェーズ2の業務内容・方法、作業計画、要員計画等の作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2018年6月）」中の「1. プロポーザルに記載されるべき事項、（2）業務の実施方針等、7）実施設計・施工監理体制」の実施設計にかかる部分を参考としつつフェーズ2の業務実施の方法等について提案すること。また、詳細設計業務の業務量が増加する要因として、フェーズ1調査の結果発生する蓋然性の高い事項について、プロポーザルに記載すること。なお、フェーズ2の提案内容は技術評価の対象とするが、見積額は価格評価の対象とせず、また、フェーズ2の業務に係る契約を締結する際に交渉の基礎とする。

フェーズ2の業務にかかる契約を締結するに際し、業務量を以下の基準で査定する予定。

- ① 日本国内で適用されている設計業務等の標準設計基準（設計業務等標準積算基準書等）により積算された業務量を参考とする。

- ② 共同企業体内の役割分担を加味し、業務量を調整する。
- ③ 上記①の業務量を参考としつつ、現地での傭人や再委託により代替可能な業務量を適切に控除、調整する。
- ④ 一方、国内での設計業務では想定されていないフィリピン政府との追加的な打ち合わせ等が想定される場合は、これら業務を適切に追加、調整する。
- ⑤ フィリピンでの入札または国際入札における一般的な詳細設計の精度等について考慮し、業務量を調整する。
- ⑥ その他、必要な調整を行う。

(2) 業務従事者の構成 (案)

【フェーズ1】

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／道路計画 (2号)
- 2) 橋梁設計 (上部工) (3号)
- 3) 橋梁設計 (下部工) (3号)
- 4) 自然条件調査 (地形・地質、気象、水理・水文)
- 5) 積算・調達計画／施工計画
- 6) 経済分析
- 7) 環境社会配慮

【フェーズ2】

提示しない。

3. 現地再委託

フェーズ1の当該業務について、以下の調査については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ 地形調査：事業対象地域 (測量面積 横約5km、縦約5km程度)
- ・ 地質調査：ボーリング (橋梁部分3か所、アプローチ部分2か所、沿岸道路6か所 (各1km1か所)程度)、地表踏査、標準貫入試験、土質試験等
- ・ 気象調査及び水理・水文調査 (2か所)
- ・ 交通量調査：4か所 (調査項目：交通量、旅行時間、渋滞長、乗車率)
- ・ 環境社会配慮：代替案の比較検討、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、環境チェックリスト、モニタリング計画案の作成、環境影響評価 (EIA) の実施及びEIAの作成・提出等
- ・ 社会経済調査 (人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)
- ・ 住民移転計画
- ・ ジェンダーへの配慮

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行い上記再委託の経費を本見積りに含めること。

4. 機材の調達

業務遂行上必要な機材については以下を想定するが、追加があればプロポーザルで提案し、本見積として含めること。「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行うこと。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

- ・コピー機（1台）
- ・プリンター（1台）
- ・ノートパソコン（2台）

5. 参考資料

【貸与資料】本業務に関する以下の資料を JICA 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課（TEL:03-5226-9042）にて貸与します。

- ・「メトロセブ都市交通システム開発マスタープランプロジェクト」インテリム・レポート

【配布資料】

- ・「カテゴリーB 案件報告書執筆要領」
- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・情報セキュリティ管理細則

【公開資料】

- ・「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」最終報告書（<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000022000>）
- ・フィリピン国 道路・橋梁の建設・維持に係る品質管理向上プロジェクト事前評価調査報告書（<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000173041>）
- ・IRR 算出マニュアル
（http://intra/data/das/dasos_open/My_web/sitsumusanko/IRR/【セット】IRR算出マニュアル.pdf）
- ・Design Guidelines, Criteria and Standards, 2015 Edition
（http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/issuances/DO_179_s2015.pdf）
- ・LRFD Bridge Seismic Design Specifications 1st Edition, 2013
（http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/issuances/DO_180_s2015.pdf）
- ・Inclusion of Bridge Aesthetics in All Bridge Plans
（http://www.dpwh.gov.ph/dpwh/sites/default/files/issuances/DO_049_s2018.pdf）

6. その他の留意事項

（1）安全への配慮

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 業務評定の試行実施

本調査においては、国土交通省の「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について (平成 23 年 3 月 28 日付国官技第 360 号)」に準じた業務成績評定 (テクリス) を試行します。試行であるため評定結果は受注者に通知しません。

なお、JICA のコンサルタント等契約における実績評価は通常通り実施します (https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html)。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上

